

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年（2024 年）1 月 29 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0051

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課事務係

電話 011-211-2533 FAX 011-211-2523

メールアドレス midori-suishin-jimu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 西ブロック公園便所等維持管理業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されていること。
- (6) 札幌市内に本店を有すること。
- (7) 次のいずれかの資格を有する直接雇用関係のある者を業務責任者に従事させることができること。
 - ア 電気工事士（第 1 種又は第 2 種）

- イ 電気工事施工管理技士（1級又は2級）
- ウ 管工事施工管理技士（1級又は2級）
- エ 給水装置工事主任技術者

4 入札書の提出方法等

(1) 契約条項

別案のとおり

(2) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

また、入札説明書は札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札情報のページ (<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>) においてもダウンロードすることができる。

(3) 入札書の受領期限及び提出場所

令和6年2月13日（火）16時00分（必着）

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課事務係

（札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階）

(4) 開札の日時及び場所

令和6年2月14日（水）11時10分

札幌市建設局みどりの推進部会議室

(5) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する(事後審査方式)。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。